

令和7年度 健全化判断比率及び資金不足比率について

1. 健全化判断比率〔財政の早期健全化・再生に関する判断比率〕

○早期健全化基準を超える場合：自主的な改善努力による財政健全化（財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け）

○財政再生基準を超える場合：国等の関与による確実な再生（財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け、地方債の起債の制限）

	説 明	令和7年度決算に基づく比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	「一般会計等」を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	－（－）	13.56%	20.00%
連結実質赤字比率	「全会計」を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率	－（－）	18.56%	30.00%
実質公債費比率	「一般会計等」が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	11.2%（11.0%）	25.0%	35.0%
将来負担比率	「一般会計等」が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	－（－）	350.0%	－

※「一般会計等」…角田市の場合は一般会計のみ対象、「全会計」……角田市の場合は東根財産区特別会計を除く

※（ ）は令和6年度決算に基づく比率

2. 資金不足比率〔公営企業の経営健全化に関する判断比率〕

○経営健全化基準を超える場合：経営健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け

	説 明	会計区分	令和7年度決算に基づく比率	経営健全化基準
資金不足比率	公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率	水道事業会計	－（－）	20.0%
		下水道事業会計	－（－）	
		産業用地造成事業特別会計	－（－）	

※（ ）は令和6年度決算に基づく比率。

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率（令和7年度決算では実質赤字額はなし）

・実質赤字額 = 繰上充用額 + （支払繰延額 + 事業繰越額）

繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額（なし）

支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額（なし）

事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額（なし）

・標準財政規模（標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常一般財源の額）

= 標準税収入額等（4,769,213 千円）+ 普通交付税（4,046,069 千円）+ 臨時財政対策債発行可能額（0 千円）

= 8,815,282 千円

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}\{ (A+B) - (C+D) \}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

（令和7年度決算では実質赤字額又は資金の不足額を生じた会計はなし）

A：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額（なし）

B：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額（なし）

C：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額（596,027 千円）

D：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額（899,584 千円）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \quad \text{の3か年平均}$$

○ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

- ・ 地方債の元利償還金：1,612,675 千円

- ・ 準元利償還金（①～⑤の合計額）：636,118 千円

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還をした場合の 1 年当たりの元金償還金相当額（なし）

- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの（455,181 千円）

- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの（179,198 千円）

- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（1,739 千円）

- ⑤ 一時借入金の利子（なし）

- ・ 特定財源（住宅使用料、都市計画税等）：186,132 千円

- ・ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：1,224,277 千円

- ・ 標準財政規模：8,815,282 千円

※ 令和 7 年度の単年度の実質公債費比率は、上記の算式により 11.04444%になるが、令和 5 年度、令和 6 年度の単年度の比率はそれぞれ 11.80627%、10.92130%となっているので、3 か年平均は 11.2%になる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

・ 将来負担額（①～⑧の合計額）：25,146,757 千円

① 一般会計等の地方債現在高（14,515,249 千円）

② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）（なし）

③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額（7,056,143 千円）

④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額（1,533,359 千円）

⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額（1,991,376 千円）

⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額及び公的信用保証に係る損失補償見込額（なし）

⑦ 連結実質赤字額（なし）

⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額（50,630 千円）・充当可能基金額：11,503,130 千円

・ 特定財源見込額（住宅使用料、都市計画税等）：1,930,006 千円

・ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額：14,601,017 千円

・ 標準財政規模：8,815,282 千円

・ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：1,224,277 千円

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

（令和7年度決算では、いずれの会計も資金の不足額はなし）

資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算定した額（なし）

事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

水道事業会計（626,374 千円） 下水道事業会計（273,210 千円） 産業用地造成事業特別会計（0 千円）